

2019 年度第 6 回研究例会

2020 年 3 月 18 日（水）13:00~14:30、於 共通講義棟 305 講義室

<第 1 報告>

報告者：吉田仁美准教授

題名：「7 年間の研究を振り返って——国連・女性差別撤廃条約と障害のある女性」

【要旨】 国連の女性差別撤廃条約委員会日本政府報告審査会が 2016 年 2 月 15・16 日にスイス・ジュネーブで開催され、吉田は縁あって日本政府報告審査会に参加する機会を得た。今回は現地での体験をもとに発表を行った。

女性差別撤廃条約は、1979 年に国連総会で採択され、条約は 1981 年に発効された。日本は 1985 年にこの条約に批准している。条約に批准している国は、条約をしっかりと守っているか、国連の専門家によって定期的に審査される。日本が条約に批准した 1985 年以降、日本政府は女性差別撤廃の取り組みについて報告を定期的に国連に提出してきた。そして今回、吉田は国連 NGO とかかわりを得ながらジュネーブでロビイング活動することにした。2016 年 2 月の国連で審議された結果が、2016 年 3 月に国連から「日本報告審議総括所見」として公表された。今回、日本政府は 57 項目の懸念と改善すべき課題について勧告を受けている。ここで指摘された内容が次回の報告までに日本が取り組む課題となっている。障害女性を扱った主な内容についてはいくつかみられ、例えば、「雇用」の分野において、「障害女性の雇用の実態を調査し、ジェンダー統計を提供すること」の文言が記載されている。そのほか教育、医療へのアクセスなどの箇所にも障害女性の課題は盛り込まれた。今後は、勧告を受けた内容をしっかりと分析するとともに、障害女性の課題を可視化するためにはどのようなアプローチが求められるかをしっかりと検討する必要がある。



<第 2 報告>

報告者：伊藤隆博講師

題名：「医療ソーシャルワーカーの業務負担感とその組織内共有が個人の対処能力及びスーパービジョン体制に及ぼす影響」

【要旨】 医療機関における医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）の人員増加や病棟担当制の導入に伴い、以前に比べて MSW 同士のコミュニケーションの取りづらさが課題となっている。一方で、身寄りのない患者への支援や ACP への関わりなど判断に迷い負担感をかかえやすいケースも増えている。本研究では、MSW の部門内において、SOBOS(Scale of Operation Burdens on Social workers)を用いてスタッフ間で業務負担感を共有することを通して起こる影響について調査した。SOBOS は、業務上で抱える負担感を表す 10 段階のスケールで主観的に表現し共有するコミュニケーションツールである。

SOBOS を用いて負担感を共有することで、組織内のコミュニケーションが促進されスーパービジョン体制の地固めと効果増幅、負担感の傾向の内省の促進により MSW としての行動変容への主体性が強化されることが見いだされた。特に、負担感の共有を通して初任者がベテランの負担感を知り、「負担感はだれにでもある」と受け止めることは、自己認識に与える影響は大きいと考えられる。SOBOS はコミュニケーションツールとして、現在の MSW 部門が抱える課題を解決する一助になると考える。

